

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3 谷中耳鼻科内

Tel 048(737)1489

Fax 048(736)7192

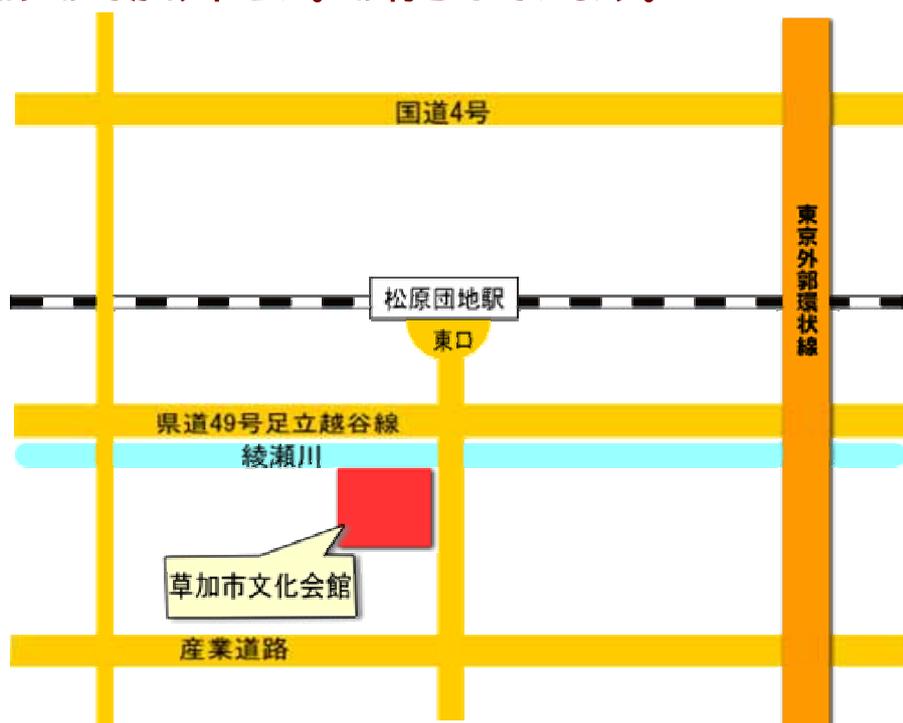
e-mail:waraji@muf.biglobe.ne.jp

おしゃべり会は、いよいよ今月の29日(土)です。午前10時～12時 草加市文化会館・第2会議室で(松原団地駅から東へ徒歩5分)

TOKOをお送りしている草加周辺の方は、一定数おられるのですが、草加でのおしゃべり会は一度も開いたことがなく、春日部市や越谷市で毎年行っている市教委との就学をめぐる話し合いもやったことはありません。でも、TOKOとは無関係に、みなさん、地域で育ち・学ぶことにこだわりながら、それぞれのやりかたでがんばっておられます。

TOKOの前号で、次男・純生(じゅんき)くんの養護学校から地元中への居住地交流に関して紹介させていただいた宮尾さんは、先月27日、草加市の木下市長が連続で実施している「いきいき市民懇談会」を「学齢期の障害児を取り巻く環境について(主に障害児の就学に伴う課題について)」というテーマで開催してもらい、自ら司会をされたそうです。その様子について部分的にはメールで報告をいただきましたが、「司会役がいちばん熱くなってしまい」と書いておられました。この「市民懇談会」にはほかにもTOKOをお送りしている方が参加しておられたようです。今度のおしゃべり会でぜひ詳しい様子をうかがいたいと思います。

このおしゃべり会は、東部地区全エリアを対象にしていますが、会場は巡回で実施しています。越谷や春日部その他にお住まいのみなさんも、ぜひ、今回、草加におでかけ下さい。お待ちしております。



東部地域ニュース

中学普通学級に転校した竹澤くんの2ヶ月 「たけ」と呼ばれ、よく笑い、自己主張

前号で「おしゃべり会ツアー たけさと版」の報告をした中に、宇都宮市の特殊学級から春日部市の普通学級にこの9月から転校した竹澤輝（ひかる）くんのお父さんの話があったのをご記憶の方もおられると思います。

今回あらためてお父さんの浩義さんをお願いして、この2ヶ月の学校生活、とくに輝くんと他の生徒たちの関係や学校との話し合いの状況、親の思いなどについて、書いていただきました。

やっぱり一緒にがいい

竹澤 浩義

“みんなと一緒に地元の中学校に通わせたい”との思いで9月に転校した中野中学校の普通学級での学校生活も、早2ヶ月がたちました。

【輝（ひかる）の様子】

輝の学校生活は、9月1日の全校朝会でみんなに紹介されて始まりました。久方ぶりの普通学級での生活にわくわくしながらも、残暑が厳しいころでしたから“大丈夫だろうか”とやや心配しつつのスタートでした。学校のみなさん（先生方・保護者・生徒・支援員の方々）に輝のことを実践（学校生活）の中で知ってもらうということについては妻が対応しました。

今では苦手な階段も支援員と一緒に昇降をして移動教室の授業に参加しています。発作の後に階段のところで立ち往生しているときなどは何人かで教室に連れて行ってくれるそうです（3年生が背負ってつれていってくれたこともあるようで、その様子を見ていた3年生の先生が“輝くんはみんなの良いところを引き出してくれますね”と嬉しそうに話しをして頂いたこともあるようです）。

教室では、“たけちゃん”とか“たけ”などと呼ばれています。休み時間などは男の子と遊んだりしているようです。給食の時、先に食べていいよと言われてもみんなが食べ始めるまで食べようとしなかったり、体育の時間にはみんなと一緒に学校のまわりを2周も走ったりなどなど、ますます自我というものをはっきりと出すようになってきました。

私たちは“友達と一緒に学校に行きたい”という輝の意志を尊重し、普通学級への転校を望んできました。そして転校して2ヶ月がたち、ますますよく笑い、よく甘え、よく自分を主張してくれる姿に、輝が自分の意志を持って少しずつですが自分自身で歩き始めているということを感じます。さりげなく助けてくれる友達、支援員の方や先生方に囲まれての学校生活が得られていることに、支援頂いた方々への感謝の気持ちでいっぱいです。



上の写真は、9月25日に春日部市文化会館で公開された文化祭での合唱の様子です。バギーに乗って参加しているのが輝です。

【みんなと一緒にすごすということの実践について】

このような学校で過ごすことのすばらしさを楽しんでいる一方で、“みんなと一緒に”の実践の部分については、まだまだ簡単には理解されない部分があります。最近の出来事を少しまとめてみました。

社会体験チャレンジへの参加について

社会体験チャレンジとは、市内の中学校の全1年生が3日間いろいろな職場に出かける職場体験活動のことです。これに対する学校からの提案は“地元の小学校に行ってそこで3日間特学ですごしたらどうか。そこならばよくみてもらえますから”と、言うものでした。色々と考えて頂けた上でのことなのでしょうが、私たちからは“特学で3日間すごすのであれば、輝の社会体験チャレンジにはならない。この活動の趣旨に則った輝なりの参加をさせて頂きたい。見る・触れる・感じる・何かのお手伝いをするということを輝も友達と一緒にさせて頂きたい”。“体験の時間についてもみんなと同じ時間をお願いしたい”とお伝えしました。そして“支援員と一緒にすれば大抵のことはできるはずですから受け入れ先と調整をします”との学校から回答を頂くことができました。

学校で終日すごすことについて

通学して2ヶ月たちましたが、まだ終日学校で過ごすことを許可されていません。朝8:50に登校し13:50に下校のままです(朝・夕のクラスの会には、まだ一度も出たことがありません)。この件は当初からの懸案ですが、その後なんのご連絡も頂けていませんでしたので学校にうかがってみました。回答は、教委・学校、保護者との懇談を持ちましょうとのことでした。しかし、この懇談に

つきましてはあえてお受けする気持ちはないということと、理由をお伝えしました。

理由とは以下のようなものです。

- 1) 転学許可を頂いた三者懇談時に、学校から教委に投げかけて頂いた支援員の勤務時間問題の解決要望について、その後の様子をお知らせ頂けていません。折角学校から教委に投げかけて頂いたことなので、是非とも解を出して頂けたらと思います。
- 2) 転学許可を頂いた三者懇談時に、“できるだけ早く理解され、皆と同じ時間までいるようにしてほしい。一人でどこかへ行ってしまう子ではないし。授業に関し特別な指導ができないというのがけっこうです。少しでもみんなと一緒にいさせてほしい”と学校にもお願いしました。そして2ヶ月がたち学校での輝の様子についても十分に知って頂いたと思います。学校にいたいと言っているのに毎日早退をしています。このような部分についてどのように考えておられるのでしょうか？
- 3) これまで何度も“みんなと一緒にすごさせて頂きたい”とお話しをしてきました。その上で、これから設定されようとしている懇談会では、どのようなことを話し合うのでしょうか？話し合う内容を理解し納得してからでなければ懇談には応じられません。

と、いうものでした。

このように“みんなと一緒にすごすということの実践”については、まだまだたくさんの課題があります。しかし、輝が“みんなと一緒に学校に行きたい”という意志を持っている以上、親としてはその意志を尊重しなんとか叶えてあげたいと思います。

県特振協 20日に最終報告を提出

「普通学級籍」薄れ 「生きる力」押し出し

「共に学ぶ」めぐる論議公開の意義は大きい

埼玉県特別支援教育振興協議会（宮崎英憲委員長）は、すべての会議の日程を終え、この20日に県教育長に最終的な検討結果報告を提出した。

その内容は、10月30日の全体会議に出された「検討結果報告（案）」を若干手直ししたもの。これを見る限りでは、前知事の年頭記者会見での「全障害児に普通学級籍」宣言やその伏線となった「彩の国障害者プラン21」の「分け隔てられることなく」という基本理念はどこへ行ったの？という感を強くせざるを得ない。

「生きる力」観がさらに子供たちを分ける最終報告

先に県民からの意見募集を行った「中間まとめ」の段階では「ノーマライゼーションの理念に基づく教育をどのように進めるかについて」というタイトルだけだったのに、「検討結果報告（案）」ではここに「障害のある子もない子も 21世紀をやさしく・たくましく生きぬく『生きる力』を育むために」というサブタイトルが

追加された。このサブタイトルを追加した理由について、事務局の県教育局特別支援教育課は「予算をとりやすくするため」と特振協の間でもはっきり語っている。「生きる力」というのは文科省の新学習指導要領のポイントとして打ち出されており、「自ら学び自ら考える力、豊かな人間性などの『生きる力』」といった風に説明されている。その流れに便乗すれば、教員たちに「ノーマライゼーション」を理解させるために四苦八苦しなないですむし、予算もとりやすいというわけらしい。現に、特振協でも教委や校長といった立場の委員は、「わかりやすくなった」と言っていた。

しかし「自ら学び自ら考える」とか「豊かな人間性」といったことは、個々人がその「力」を付けるといったことよりも、まずは国から垂れ流した学習指導要領を子供たちに流し込むことが教育であるという教育のありかた、社会のありかたの問題ではないのか。そこをふりかえることなく、個々人の「生きる力」を促してゆくという教育は、新たな形での競争を煽ることにしかならない。この「生きる力」と称される新たな学力競争を効率的に進めようとするれば、そのために邪魔な子供たちが新たにくりだされてくる。通常学級の中で「LD」とか「ADHD」とか「高機能自閉症」というラベルを貼られる子供たちが増え、その「対策」が「特別支援教育」としてまとめられつつある現状は、まさにそれである。いっぽう、盲・ろう・養護学校の世界にこの「生きる力」を適用すれば、一部の就職可能性のある障害児たちの「生きる力」が大多数の障害児たちに足をひっぱられて損なわれないように、「高等養護学校」に隔離するという方向になるわけだ。

この「生きる力」は表紙だけでなく、本文のあちこちに盛り込まれた。そのことに示されるように、「ノーマライゼーションの理念に基づく教育をどのように進めるかについて」というもともとの骨組みはあちこちで崩され、文科省の「特別支援教育」に基づく「特別支援教室」、「特別支援学校」へのつなぎとしての「支援籍」が目玉になってしまった。

特振協と文科省の動きの関係をながめると

文科省はいま全国の都道府県で「特別支援教育推進モデル事業」として、モデル市町村に「特別支援教育コーディネーター」と称する通常学級・特殊学級・盲ろう養護学校の連携の要となる人を配置する事業を行っている。本県では、熊谷、戸田、さいたまの3市で実施されている。文科省は2004年度、2005年度で、全国すべての市町村に配置をめざすとしている。文科省のお役人があちこちで講演しているところでは、さ来年2005年度には法改正をして、2006年には特殊学級を「特別支援教室」に、盲ろう養護学校を「特別支援学校」に再編してゆきたいと述べているようだ。この話を聞いて、特殊教育にかかわる教員や保護者の間では、「特殊学級・盲ろう養護学校がなくなる」と不安を募らせている。しかし、調査研究協力者会議の報告などをよく読めば、特別支援教育とは「ノーマライゼーション」などの看板を掲げながら特殊学級・盲ろう養護学校を維持・強化しつつ、さらに6%と言われる通常学級の「手のかかる子」をここに組み込んでゆくための再編成でしかないことがわかる。

本県では特振協の報告を受けて、来年度予算に「支援籍」のモデル市町村とモデル養護学校の事業を組み込むとしているが、けっきょく文科省の「特別支援教室」、「特別支援学校」を先取りしたモデル事業といえそうだ。

特振協を終えたいま、市町村が焦点になる

このようにまったく不本意な結果となってしまった特振協だが、まったく成果がなかったわけではない。

この特振協の前身であった「特殊教育振興協議会」は、教育関係者を中心とした密室的でお手盛りの場ではなかったのが、共に学ぶ教育を求める立場の委員が参加する場が変わることにより、分け隔てる教育のあり方をめぐる議論が公的な土俵で激しく繰り広げられたことは大きな意味がある。また、この「検討結果報告(案)」にしても、「共に育ち共に学ぶための新たな教育システムの構築について」という課題を無視することはできず、矛盾に満ちたものとなっている状況は悪くない。

ところで、この特振協はあくまでも県教委の守備範囲のことを検討したにすぎず、また文科省の「特別支援教育」をめぐるモデル事業やその先の法改正の準備などは、あくまでも国としての守備範囲のことである。

「教育の地方分権」はいまさら語るまでもないことであり、就学指導をはじめ市町村の守備範囲のことに関しては、市町村自らが考えなくてはならない。まず手始めに市町村が取りかかれることとして、これまで障害の種類や程度によって、学校教育法施行令22条の3別表をもとに、「この子は養護学校が望ましい」、「お宅のお子さんは通常学級でいいです」などという形で判定を行ってきた就学指導のありかたをやめること。養護学校並みの予算を通常学級になんてことは、国の制度が変わらない限りありえないだろうが、「共に育ち共に学ぶ」ことを基本とした就学指導に変えるのは難しくない。現在の限られた予算の範囲でだが、誰もが本来は通常学級で学ぶべき子供としてみなされ、そのための可能な限りの支援を、教育サイドだけでなく市町村挙げてみんなで考えることが当然のことになる。

それでも予算は限られるし、地域の差別・偏見は残っているから、一部の教委や校長が不安がっているような通常学級へのなだれ込みは起こらず(期待できず)、特殊学級や盲・ろう・養護学校を選択する親子はそう減らないに違いない。特殊学級や盲・ろう・養護学校は障害の種別・程度に応じて用意された教育の場だから、希望が出されたときそこに行く資格があるかどうかという判定だけは残るだろう。その場合も、あくまでも地域で「共に育ち共に学ぶ」ための支援を続けることを前提にしてくれど。

TOKO ホームページ ついに開設！

TOKOは、この郵送のほか、一部の方々にはインターネットを通してメール版をお送りしてきました。このほど、ようやくホームページを立ち上げましたので、今後はメール版を原則としてなくしたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

わらじの会ホームページ<http://warajinokai.at.infoseek.co.jp/>の中の黄色い部屋 TOKOで見ることが出来ます。メールでほしい方はご連絡を。

障害者たちが欠格条項の削除要求で署名



障害のある生徒が県立高校を受験する際に、障害による不利益がないように点字受験、時間延長その他の配慮をする制度がある。これを定めた通知の中に、介助を必要とする障害者に対する欠格条項というべき文言があるとして、障害者たちが教育局に対し、削除を求めている。問題の箇所は志願先の高校長が受験生の出身中学校長や場合によっては担任、本人・保護者に対して、受験上の配慮事項を説明する際に、併せて「高等学校入学後については、教職員数の関係から、学校として介助を行う職員等を配置することはできないが、施設・設備の改修等は、必要に応じ、高等学校長を通して、県教育局と協議すること」を知らせるという部分。

障害者仲間に署名を呼びかけた重度障害者・野島久美子さん(写真)は、養護学校卒業後、地域で介助者を募って一人暮らしをしながら、県立高校定時制に入り、卒業した経験をもつ。「入学後2年間は級友がトイレなども手を貸してくれた。遠足の前に校長から付き添いを連れて来なければ参加させないと言われたけど、いつも街の人に手を借りながら動いているので、当日も付き添いなしで参加し、何も問題なかった。そのうち私から頼まないのに、高校が非常勤講師を雇い、私の介助をさせるようになった。」と語る。

「私達は介助を行う職員を配置してくれなどと言っていない。にもかかわらず、受験前に介助を行う職員を配置できないとわざわざ言うことは、介助が必要になるかもしれない生徒は付き添いを連れて来いと宣告するのと同じ。この条項自体が障害による不利益であり、障害者に対する欠格条項だ。」と野島さん。

これに対して、県教育局指導課は、「現状をお伝えする必要があると考える」ので、介助員の配置のめどが立たなければ削除できない」とつばねている。

「その考えこそ差別」と野島さん。「以前は電車やバスも車イス乗車は介助者同行が条件という欠格条項を含む規則があったが、障害者が街に出る中で撤廃された。公共施設も障害者排除の規則があちこちにあった。今はほとんど撤廃されたが、そのために職員の増員がなされたわけではない。しかし、電車にもバスにも、どの施設にも、介助を行う職員は配置してありませんなどと書かれたりはしていない。」本県の県立高校だけが、入試に関する欠格事由をなくすための措置の中に、別の形で欠格事由を組み込んでしまったというわけである。

野島さんは「介助を行う職員をどうするかといったことは、まずこの条項を削除し、私のようななんらかの形で介助を必要とする障害のある生徒たちを受け止め、付き合う中で、一緒に考えてゆくべきだ。」と考えている。

なお、お隣の千葉県でも以前同様の通知があったが、すでに撤廃されているという。「介護の社会化」が国民的課題となっているいま、こうした条項が生き残っていることは信じがたい気もする。県教育局の迅速な対応を期待したい。(以下は、野島さんたちが作成した「要請書」)

2003年(平成15年) 11月21日

埼玉県教育委員会委員長様

埼玉県教育委員会教育長様

要 請 書

「公立高等学校入学者選抜についての通知」の中の以下の文言

は障害者が地域の中であたりまえに暮らしていく上での欠格条項に等しいものであるので削除してください。

なお、高等学校入学後については、教職員数の関係から、学校として介助を行う職員等を配置することはできないが、施設・設備の改修等は、必要に応じ、高等学校長を通して、県教育局と協議することを知らせておくこと。

説 明 文

埼玉県の「公立高等学校入学者選抜についての通知」の中にある、「障害のある生徒の埼玉県公立高等学校入学者選抜学力検査出願の際の留意事項及び選抜の際の取り扱いについて」の基本的な考え方は「障害のある生徒の、入学者選抜における学力検査及び選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取り扱いをすることがないように留意する」とあります。しかし、この通知の中に左記の文言が書かれています。私達は 20 年間、障害児の高校入学に関する問題について県の教育局と話し合いをしていますが、92年度以降、この文言の削除を求めてきました。その理由は以下のようなことです。

「障害を持つことで不利益を生じないように受験上の配慮をする」通知であるにもかかわらず、入学後のことを説明している。

これがあることで、「障害がある人は介助が必ず必要である」という意識を持たせてしまう

今、地域生活の支援やその中での「介助」あるいは「介護」をどう創っていくかをめぐって全国的な検討が行われているにもかかわらず、「介助を行う職員」を配置することはできないと決め付けてしまっていることは、介助の必要な生徒に高校は対応しないといっていることに等しい。これは欠格条項である。

上記の文言にあてはまるようなことを、地域で暮らしてきた経験から見直すと以下のようなものです。

私は18年前親元から家出をしてきました。民間のアパートを探しましたが、新築のアパートは「改造はだめだ」と言われてきました。古いアパートならば多少の改造はOKとのことで入りました。しかし、12年間住んでいたアパートも、立ち退きにあい、出るはめになりました。県営住宅に申込みをしようとしたが、「単身は大宮とか遠くのほうにはありません」と言われました。私は春日部でそれまで暮らしてきた関係があるので、春日部で住みたいと県の人に言いました。しかし、春日部市は世帯用が多く、単身用はないと県の住宅の人に言われました。だけど、こっちはなんとしてでも、県営住宅に住みたいというのがあって、2年間話し合いましたが入れませんでした。それで、たまたま武里団地に住んでいる近所のおばさんに「今度武里団地でシニア住宅を作らしいよ、入って見なさいよ」と言われました。耳にした私は、さっそく、申込みをしました。受かったんだけど、公団でリフトがついていて、私には使いこなせないで、いくらシニア住宅といっても、障害者でも昇降機は使えない。公団で「それがいいですよ」と決まりきっているものを作ってくれますが、私には使えないのに一律に考えている。だから、障害者の住宅というのは、車椅子だからキッチン我真ん中に車椅子が入れるタイプという

ワンパターンになってしまっているが、介助者問題も同じで、「親の付き添い」や介助員がいることで、周りの人と支えながら生きることが難しくなる場合もある。障害者の暮らしや介助について知ることなしに学校として「介助を行う職員をおくことが」できないとかできるとかしないでください。もっと私たちの暮らしをみてください。(野島久美子)

20年前に電車に乗るときは、介助者同伴でなければ駅の改札で電車に乗ることを断われました。「施設から来たのか？」とか自宅の電話を聞かれ、答えなければ市役所に電話で連絡先を問い合わせられたりしました。電車に乗るときには車椅子から降りてシートに移るようにも言われました。けれど、通りがかりのお客さんにたのんでホームまで行って、勝手にのって、勝手に降りて電車に乗りました。車椅子の人たちが利用するようになったから、駅のほうでも、いろいろ考えたりするようになってきました。今では介助をする駅員がいなくても、電車に乗ることを拒否されることはありません。もちろん、介助を行う職員等を配置することができないとは、どこにも書いてありません。



誰でも参加できるイベント情報

- 1 1月25日(火) 地域生活支援研修セミナー 午後2時 はあとねっと輪っふる
講師・上野豪志さん(県立精神保健福祉センター)
- 2 6日(水) 介助制度について県交渉 午前10時 埼玉会館3B
- 2 8日(金) ノーマ・基礎セミナー 午後1時半 浦和中央公民館
講師・春田文夫さん(チャリティプレート協会)
- 2 9日(土) TOKOおしゃべり会 午前10時 草加市文化会館第2会議室
- 1 2月 6日(土) 地域生活支援研修セミナー 午後2時 はあとねっと輪っふる
講師・門平公夫さん(県中央児童相談所)
- 7日(日) 共に働く街を創るつどい2003 午後1時半 越谷市中央市民会館
「市町村就労支援を考える 19ヶ所をどうする」
基調報告・朝日雅也さん(県立大学)
障害者の就労を考える集い2003 午後2時 新座市福祉の里
- 1 2日(金) 自立生活協会拡大事務局会議 午後1時半
- 1 3日(土) ノーマ・基礎セミナー 午後1時半 浦和中央公民館
講師・小峰和守さん(療護施設自治会全国ネットワーク)
第9回障害者政策研究全国集会全体会 午後1時半 総評会館
- 1 4日(日) 第9回障害者政策研究全国集会各分科会 午前10時 総評会館
グループホームを考える横浜の集い 10時 横浜市健康福祉総合センター
- 1 7日(水) 障害者の職場参加を語る会 午前10時 越谷市役所地下・組合事務所
- 1 8日(木) 地域生活支援研修セミナー 午後2時 はあとねっと輪っふる
講師・千田好夫さん(千書房・障害児を普通学校へ全国連絡会)
- 1 9日(金) 就労支援研修セミナー 午後2時 はあとねっと輪っふる
講師・渡辺新一さん(埼玉トヨペット)
- 2 0日(土) 介助ネットワーク 午後1時半 浦和
- 2 3日(祭) みんな一緒にのクリスマス 午前10時 春日部福祉センター?

